別紙１

○練馬区子育てスタート応援券交付事業実施要綱

平成24年９月26日

24練教練セ第56号

（目的）

第１条　この要綱は、子育て支援事業の周知および普及を促進するため、子育てスタート応援券（以下「応援券」という。）を交付することにより、育児に伴う保護者の身体的、心理的負担の軽減を図り、もって安心して子どもを産み育てることのできる環境を整備することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、つぎに掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　対象児童　満２歳に到達した月の末日までの者をいう。

(2)　保護者　対象児童と同居し、かつ、これを主として監護している者をいう。

（対象）

第３条　応援券の交付対象者は、つぎに掲げるとおりとする。

(1)　練馬区に住民登録のある対象児童の保護者とする。

(2)　前項に掲げる者のうち、他自治体より転入した満１歳に到達している対象児童の保護者については「練馬区子育てスタート応援券交付申込書」（様式。以下「申込書」という。）を提出した者とする。

（応援券の交付枚数および利用内容）

第４条　対象児童１人に交付する応援券は８枚とし、応援券１枚につきつぎに掲げる事業に利用することができる。

(1)　育児支援ヘルパー事業

育児支援ヘルパー事業のサービス内容は、練馬区育児支援ヘルパー事業実施要綱（平成24年９月26日24練教練セ第73号）第５条に規定するサービス１時間分

(2)　助産師ケア事業

助産師による相談・ケア・沐浴等にかかる料金のうち2,000円相当分

(3)　ファミリーサポート（育児支えあい）事業

ファミリーサポート（育児支えあい）事業のサービス内容は、練馬区ファミリーサポート（育児支えあい）事業実施要綱（平成24年９月26日24練教練セ第57号）第９条に規定する援助活動１時間分

(4)　乳幼児一時預かり事業

乳幼児一時預かり事業のサービス内容は、練馬区立子ども家庭支援センター条例（平成17年７月条例第65号）第８条で実施している乳幼児一時預かり事業１単位分

(5)　産科医療機関実施事業

産科医療機関で実施している相談・ケア等にかかる料金のうち2,000円相当分

(6)　子育て支援講座

子育て支援に関する講座のうち、練馬区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が認めるものの受講等１回分（受講等にかかる料金が2,000円を超える場合は、当該料金のうち2,000円相当分）

(7)　民設子育てのひろば一時預かり事業

民設子育てのひろば一時預かり事業のサービス内容は、練馬区民設子育てのひろば事業補助要綱（平成24年４月２日24練教練セ第36号）第２条第２項第２号で補助対象としている乳幼児一時預かり１回分（利用にかかる料金が2,000円を超える場合は、当該料金のうち2,000円相当分）

(8)　保育園一時預かり事業

練馬区内の区立・私立保育園一時預かり事業のサービス内容は、練馬区保育実施条例（昭和62年３月条例第15号）第４条第４号、「一時預かり事業の実施について」（平成27年７月17日27文科初第238号、雇児発0717第11号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙「一時預かり事業実施要綱」および「東京都一時預かり事業実施要綱」（平成27年７月27日付27福保子保第507号）に規定する一時預かり事業（一般型）１回分（利用にかかる料金が2,000円を超える場合は、当該料金のうち2,000円相当分）

（利用手続）

第５条　応援券を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、応援券と引き換えに、前条に掲げる事業を利用するものとする。

（利用期間）

第６条　応援券の利用期間は、応援券の発行日から当該応援券の発行に係る対象児童が満２歳に到達した月の末日までとする。

（利用時間等）

第７条　応援券の利用時間は、各事業の実施時間内とする。

（再交付）

第８条　この要綱の規定により応援券の交付を受けた者が当該応援券を紛失した場合は、申込書によりその未使用枚数について、１度に限り再交付することができるものとする。

２　前項の規定による申込みについては、区長が別に定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

（返還）

第９条　教育長は、虚偽その他不正な行為により応援券の利用があった場合は、その者に利用料金の返還を命ずることができる。

（委任）

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付　則

１　この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

２　平成24年３月31日に、練馬区子育てスタート応援券交付事業実施要綱（平成20年６月12日20練児子第1075号）に基づく応援券の交付を受けている者は、第４条に規定する子育て支援サービスを受けられるものとみなす。

付　則（平成25年12月26日25練教練セ第649号）

この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

付　則（平成28年１月15日27練教練セ第802号）

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

付　則（平成29年11月15日29練教練セ第630号）

この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

付　則（平成31年３月19日30練教練セ第1201号）

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

付　則（令和元年８月１日１練教練セ第479号）

この要綱は、令和元年８月１日から施行する。

付　則（令和元年11月30日１練教練セ第841号）

この要綱は、令和元年12月１日から施行する。

付　則（令和２年２月27日１練教練セ第1302号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

付　則（令和３年３月31日２練教練セ第1603号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

付　則（令和４年３月31日３練教練セ第1989号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

付　則（令和６年３月29日５練教子セ第3726号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

様式(第3条・第8条関係)

練馬区子育てスタート応援券交付申込書

年　　月　　日

練馬区教育員会教育長　　殿

子育てスタート応援券の交付を、下記のとおり申込みます。

記

ふりがな 児童の氏名	多胎児の場合は全員の氏名を記入してください。
児童の生年月日	年　　月　　日生まれ　　性別
保護者氏名	
住所	〒 練馬区
電話番号	
申込理由	紛失したため (子育てスタート応援券　　枚) 未着のため 転入のため その他　　(　　)

上記の申込にあたり、この申込事項について、練馬区が住民基本台帳および外国人登録により確認することに同意します。